

平成 2 8 年 第 1 回 紀 の 川 市 議 会 定 例 会 第 5 日

平成 2 8 年 3 月 2 5 日（金曜日） 開 議 午前 9 時 3 0 分

閉 会 午前 1 1 時 4 0 分

◎議事日程（第 5 号）

日程第 1	議案第 5 1 号	平成 2 8 年度紀の川市一般会計予算について
日程第 2	議案第 2 4 号	紀の川市歌の制定について
	議案第 2 5 号	土地の取得について
	議案第 2 6 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について
	議案第 2 7 号	紀の川市職員の退職管理に関する条例の制定について
	議案第 2 8 号	紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について
	議案第 3 1 号	紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部改正について
	議案第 3 2 号	紀の川市税条例の一部改正について
	議案第 3 7 号	紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
	議案第 3 8 号	紀の川市那賀 B & G 海洋センター条例の一部改正につ いて
	議案第 3 9 号	紀の川市貴志川線存続基金条例の廃止について
	議案第 5 3 号	平成 2 8 年度紀の川市土地取得事業特別会計予算につ いて
	議案第 8 7 号	行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に 関する協議について
	議案第 1 0 7 号	紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ いて
日程第 3	議案第 2 9 号	紀の川市水道事業運営審議会条例の制定について
	議案第 3 0 号	紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の全部 改正について
	議案第 3 3 号	紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第 3 4 号	紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正 について
	議案第 3 5 号	紀の川市長寿祝金支給条例の一部改正について
	議案第 4 0 号	紀の川市廃棄物処理施設条例の廃止について
	議案第 4 1 号	紀の川市老人ゲートボール場施設条例の廃止について

	議案第	44号	平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
	議案第	45号	平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
	議案第	46号	平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
	議案第	48号	平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
	議案第	49号	平成27年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
	議案第	50号	平成27年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
	議案第	54号	平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
	議案第	55号	平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
	議案第	56号	平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第	57号	平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
	議案第	61号	平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
	議案第	73号	平成28年度紀の川市水道事業会計予算について
	議案第	74号	平成28年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
日程第 4	議案第	36号	紀の川市都市公園条例の一部改正について
	議案第	43号	平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
	議案第	47号	平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
	議案第	52号	平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
	議案第	58号	平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
	議案第	59号	平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

- 議案第 60号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 62号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第 63号 平成28年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第 64号 平成28年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第 65号 平成28年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第 66号 平成28年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について
- 議案第 67号 平成28年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第 68号 平成28年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第 69号 平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
- 議案第 70号 平成28年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
- 議案第 71号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
- 議案第 72号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
- 議案第 75号 権利の放棄について
- 議案第 76号 権利の放棄について
- 議案第 77号 権利の放棄について
- 議案第 78号 指定管理者の指定について
- 議案第 79号 指定管理者の指定について
- 議案第 80号 指定管理者の指定について
- 議案第 81号 指定管理者の指定について
- 議案第 82号 指定管理者の指定について
- 議案第 83号 指定管理者の指定について
- 議案第 84号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第 85号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第 86号 紀の川市道路線の認定について

日程第 5 議案第 42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）に
ついて

日程第 6 閉会中の継続審議及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並 松 八 重	2番 太 田 加寿也	3番 船 木 孝 明
4番 中 尾 太久也	5番 仲 谷 妙 子	6番 大 谷 さつき
8番 中 村 真 紀	9番 榎 本 喜 之	10番 坂 本 康 隆
11番 森 田 幾 久	12番 村 垣 正 造	13番 高 田 英 亮
15番 西 川 泰 弘	16番 堂 脇 光 弘	17番 室 谷 伊 則
18番 上 野 健	19番 石 井 仁	20番 川 原 一 泰
21番 坂 本 康 隆	22番 竹 村 広 明	

○欠席議員（1名）

7番 石 脇 順 治

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	竹 中 俊 和	危機管理部長	上 山 和 彦
市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	森 田 英 嗣
保健福祉部長	服 部 恒 幸	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	国体対策局長	榎 本 守
会計管理者	森 脇 澄 男	水道部長	田 村 佳 央
農業委員会事務局長	米 田 昌 生	教育長	松 下 裕
教育部長	稲 垣 幸 治	企画部財政課長	杉 本 太

○議会事務局職員

事務局長	城 山 義 弘	次長兼議事調査課長	中 野 朋 哉
議事調査課課長補佐	中 村 ちさと	議事調査課係長	藤 田 郁 也

（開議 午前 9時30分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告などを含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

なお、7番 石脇順治君より、病氣療養のため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日の委員長報告ですが、日程第1では、平成28年度一般会計予算審査特別委員会委員長に、審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案に対して討論、採決を行います。日程第2から日程第4では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち、議案第42号以外の案件について、各常任委員会ごとに委員長に審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。日程第5では、分割付託していた議案第42号について、再度各常任委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めた後、一括して委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算について

○議長（竹村広明君） まず、日程第1、議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算について議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において、平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会に審査を付託していたものであります。

委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、審査結果の報告を求めます。

それでは、平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（登壇） おはようございます。

それでは、平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算について、去る3月7日・9日・10日の3日間、市役所6階委員会室1において委員会を開催し、当局から説明を聴取した後、審査を行いました。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、歳出に対する質疑では、2款、1項、3目の文書広報費のシティプロモーション事業委託料の内容をただしたのに対し、全庁的に効果的な情報発信ができるようイメージアップにつながる戦略プランを策定し、また全国発信が可能なメディアを招待してプレスツアーの開催をしていきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、6目、公用車管理事業では、稼働率が上がったのか、また28年度の稼働率の見込みをただしたのに対し、この半年の実績は62%強になる見込みで、1日6時間稼働を100%とした場合、65%の稼働率を目標として取り組んでいくとの答弁でした。

次に、2款、1項、7目、同窓会開催支援補助金について、申請の流れや参加人数等についてただしたのに対し、代表者の方に申請書を提出していただくよう考えている。参加人数については20名以上と考えているが、少人数の学年の場合も考慮して、今後検討するとの答弁でした。

次に、2款、1項、9目、地域巡回バス運行補助事業のデマンド型タクシーについて、運行形態及び利用方法をただしたのに対し、運行路線は赤沼田地区から名手駅前のバス停まで、1月1日から3日を除く毎日、往路・復路それぞれ1日4便を予定しており、予約制で、前日の午後9時30分までに予約を入れていただき、料金は1運行1人200円との答弁でした。

次に、2款、2項、2目、固定資産評価更新事業について事業内容をただしたのに対し、固定資産税の賦課の基礎となる法務局の登記情報を今までは紙ベースのものを台帳システムに手で入力していたが、法務局の登記データも電子化しているので、直接取り込めるようなシステムを構築し、課税の正確性や迅速性を高めるための事業であるとの答弁でした。

次に、3款、1項、4目、障害者地域生活支援事業では、13節、障害者虐待防止対策支援事業委託料について委託先と事業内容をただしたのに対し、委託先は麦の郷紀の川生活支援センターで、主に障がい者のサービスを提供している各施設、事業所等を対象に、施設内での虐待防止研修、家庭での虐待防止に関する啓発等を行うとの答弁でした。

次に、3款、1項、5目、介護予防事業では、13節の委託料について、委託先と事業内容をただしたのに対し、この事業は蛍の里の運営で、事業代理人を社会福祉協議会にお願いしており、憩いの場の提供及び生きがい活動支援により、介護予防を図るものであるとの答弁でした。

次に、3款、2項、6目、保育所入所事業について、入所状況についてただしたのに対し、公立・私立合わせて現在の申し込みは1,720人で、今のところ待機児童はないとの答弁でした。

次に、4款、1項、3目、がん検診事業で、委託料の増額理由をただしたのに対し、集団検診事業者の変更に伴う各種検診の単価アップ、国の指針改正による検診内容変更により、個別検診で実施している胃カメラ検診の受診者の増加を見込んでいるとの答弁でした。

次に、4款、1項、6目、火葬場解体撤去事業について、有害物質の調査結果に関して

ただしたのに対し、ダイオキシン類については調査の義務づけはないが、解体ということで粉河火葬場と桃山火葬場で実施し、粉河火葬場は基準値を下回っていたが、桃山火葬場では主に使われている炉の煙突が基準値を上回るという結果であった。また、天井材にアスベストが含まれているため調査を行ったが、アスベストについては、解体の際、切り取れば飛散防止になると考えている。ダイオキシン対策についても飛散防止、作業員のばく露防止、作業環境の調査等も工事設計に組み込んでいるとの答弁でした。

次に、4款、2項、2目、塵芥処理費の一般廃棄物処理施設解体事業について、工事の予定をただしたのに対し、6月ごろに入札を行い、入札後、地元説明会を開催し、事前調査に着手する。工事内容についても、説明会を開催する予定であるとの答弁でした。

次に、6款、1項、5目、農業経営基盤強化促進対策事業費の新規就農総合支援事業青年就農給付金について、市内で33名と説明を受けたが、新規と継続の内訳はどうか。また、国の事業であるが、市としてももう少し幅広く独自策の検討はしないのかとただしたのに対し、33名の内訳は、新規10名、継続23名であり、市独自策としては現在検討中であるとの答弁でした。

次に、7款、1項、3目、観光振興費商工業資金利子補給事業の創業支援資金利子補給金で、創業する業種は決まっているのかとただしたのに対し、特に業種はなく、セミナーを開催し、それを受講した方が特定創業支援の認定を受けると利子補給の対象になるとの答弁でした。

次に、8款、1項、2目、地籍調査費の地籍調査事業で、アナフィラキシーショック予防について、予防の方法、これはハチ毒だけに対するものか、またハチ毒だけで対応できるのかとただしたのに対し、地籍調査時に現場でハチ毒によるアナフィラキシーショックによる死亡事故が平成18年に高知県で発生したことにより、国から安全対策として抗体検査に対する補助があるということで、28年度は調査現場が全て山間部となるため、地区委員約180名と職員20名分のハチ毒に対する抗体検査を行う。ハチ毒の場合、刺されてから約15分以内に対処しなければ心肺停止に至ることがあり、緊急性があるため、今回予算計上したとの答弁でした。

次に、8款、2項、3目、道路橋梁新設改良費の市道等改良事業について、県事業の河川改修工事をもとに市民体育館へのアクセス道になっているが、地元にとっては通学路になっている道路が改良工事で車の通行量がふえると、子どもたちの危険度が増すのではという意見を以前から聞いているが、信号機の設置等、安全性を保っていけるのかどうかとただしたのに対し、2車線同士が交差する道路になるので、県の公安委員会に信号の設置を要望していく。児童が通るということで、安全面を考えた交差点にしていきたいとの答弁でした。

次に、9款、1項、1目、消防総務費の小学生防災教室事業について、中学生を対象とした事業をなくすのはどうか。また、事業内容をただしたのに対し、平成19年度から中学生の防災ジュニアリーダー育成を約8年間実施してきた。28年度からは、小学生から

学ぶことで震災時の初期対応として、まず自分の身を守り、また家庭に必要な備品・物資等の確認や家族との連絡手段や避難方法について家庭で話し合うきっかけをつくり、家庭や地域での防災・減災につながることを目的として、主に5・6年生を対象に、約3年間にわたり市内16校で開催する予定である。中学生については、依頼や要望があれば、可能な限り対応していきたいとの答弁でした。

次に、10款、2項、1目、学校管理費の小学校非構造部材改良事業について、水銀灯やバスケットゴールとあるが、窓ガラスも落下の危険性があるのではないかとただしたのに対し、ガラスも非構造部材の一部であるが、落下すると危険なものから落下防止の措置をしていく。ガラスの飛散については、各学校とも膨大な量になり、また費用もかかるということで予算の関係もあるので、今後検討していくとの答弁でした。

次に、10款、5項、6目、図書館費で、河南図書館について外観的に図書館のイメージをもっと出すべきではないかとただしたのに対し、河南図書館については、旧貴志川支所の庁舎を改造したので、外観は図書館かなと言われる方もいるが、学習施設等も充実しており、学習スペースの関係もあるので、子どももたくさん来られるような図書館ということで、認知度を高めていきたいとの答弁でした。

次に、10款、6項、5目、学校給食費の学校給食運営事業について、フルーツ給食の具体的な内容をただしたのに対し、28年4月から実施予定で、8月を除く11カ月、毎月最低1回はフルーツを提供したいと考えている。内容は、その時期に市内でとれるフルーツを提供していきたい。献立については、各給食センターで献立編成会議の中で決めるとの答弁でした。

次に、歳入に対する質疑では、地方交付税のうち、公債費算入分と、またそのうち、合併特例債分の金額をただしたのに対し、公債費の算入額は38億9,687万8,000円で、そのうち、合併特例債の算入額は19億円となっているとの答弁でした。

また、予算全般について、特に新しい予算についてはどのように使うか、どういうやり方をするのか、具体的な方針が出てこないものがあるが、最初から具体的に出してもらいたいが、どう考えているかとただしたのに対し、予算を積算する際、いろいろな形で積み上げを行うのが当然のことである。その点については、担当部局で十分な説明ができるようにしていきたいとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

慎重審査の結果、議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） それでは、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

続きまして、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第51号に対しての反対討論、8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算に対する反対討論を行います。

大きく3点で、理由を述べたいと思います。

まず、28年度予算が市民の暮らしを守り・支える予算であるかということです。

消費税率の8%への引き上げや年金の引き下げなどで、市民の暮らしはますます厳しくなっています。実質賃金の減少も続いています。こうした中で、暮らしや家計をどれだけ支えられるかが自治体予算に問われてきます。この点では、28年度予算で国保会計への市独自の繰り入れを行うこと、子ども医療費の無料化制度を中学校卒業までに広げることが高く評価したいと思います。

しかし一方で、軽自動車税やたばこ税の増税、長寿祝い金の引き下げなどが行われます。税負担の引き上げは、国策ではありますが、市民負担の増加となります。長寿祝い金の引き下げは、旧町時代から受け継いできた紀の川市の良さを後退させるものであります。

次に、旧5町全体の均衡発展が図れているかということです。特に、人口減少が進む地域で減少の歯どめがされるかが大事だと考えます。この点では、デマンドタクシーの実証運行や就農支援の拡充など、光る施策もとられています。

一方で、公共施設の統合は進められ、28年度は粉河地域の保育所統合に向けた準備がされ、那賀給食センターの廃止が進みます。旧町時代に独自に進められ、その地域にとってそこにあることが当然であるものが失われていくことは、地域力の衰退を招くものであり、避けるべきと考えます。

3点目は、市民との協働が進められているかということです。

まちづくりの基本は、市民参加です。この点では、これまでも粉河中学校の移転や自校給食の廃止、図書館の統廃合など市民的な議論や説明が不十分だと言わざるを得ないままに進められた施策がありました。28年度でも、粉河地域の保育所統廃合と民間委託の準備や那賀と粉河の給食センターの統合後の民間委託の準備を進めるとのことですが、関係する市民や保護者と十分な相談や協議がされて予算化されたとは言えません。今の計画どおりに進めるならば、市政に対する失望を今後も招くことになると思います。

以上を指摘しまして、平成28年度紀の川市一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（登壇） 私は、ただいま議題となっています議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

平成28年度の予算は「安全・安心なまちづくり」を目指した基盤整備をさらに発展させるため、市が直面している喫緊の課題に取り組むための経費が計上されております。

自然環境やフルーツ、観光資源、社会資源、人材などの連携による魅力的なまちづくりを目指し、紀の川市の認知度とイメージアップを図り、交流人口の拡大につなげるため、シティプロモーションの推進、「農業の振興・活性化」として、持続可能な農業を実現するため、農機具の購入などに対する支援の拡充、不妊治療の助成対象の拡大や子ども医療費の助成を中学生まで拡充し、子育て世代の負担の軽減を図るなど、出会い・結婚・出産・子育てに至るまで、切れ目のない支援や企業誘致、観光振興、防災対策に大きな効果が期待できる京奈和関空連絡道の早期に実現するための取り組みなど、各分野にわたり、市の将来を見据えた予算であると評価いたします。

また、地方債の繰り上げ償還や「ふるさとまちづくり寄附金」を計上するなど、歳出の削減と財源の確保に努めています。

しかし、今後ますます激しくなる財政事情を考え、健全な財政運営を行うためには、事業の取捨選択が必要であり、事業の成果を見きわめることが重要であると考えています。そのためにも、課題の抽出とその改善を図り、予算執行にあたっては調査・研究を重ね、幅広い意見を取り入れながら、真に市民のために必要であるかを念頭に置き、執行されることを強く要望し、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2 議案第24号 紀の川市歌の制定について から

議案第107号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
まで

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第2、議案第24号 紀の川市歌の制定についてから、議案第107号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまでの1

3議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました13議案については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る3月2日の本会議で付託されました議案12件につきましては14日に、17目の本会議で付託されました議案1件につきましては、同日17日に委員会を開催し審査を行いました。

まず、3月14日開催の委員会は、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案12件については、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第24号 紀の川市歌の制定については、市歌についてはこういった場面で使用することを想定しているのかとただしたのに対し、学校関係ではCDと楽譜を小・中学校に配布し、音楽等の授業や吹奏楽の演奏等に使用し、また市役所では電話の保留音や昼休みに流す予定であるとの答弁でした。

議案第25号 土地の取得については、今回の購入予定の土地の鑑定額はとただしたのに対し、売り手側からの提示は3,800万円であり、市の鑑定額は4,320万円であったとの答弁でした。

また、購入予定の土地には鶏舎があったが、現状はどうなっているのかとただしたのに対し、鶏舎を含め全部で17棟の建物があったが、現在全て撤去されているとの答弁でした。

議案第26号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、行政不服審査法の施行により、市民にとって今までとどう違って来るのかとただしたのに対し、審査員による第三者機関への諮問手続が導入され、市においては、従来、処分課に対し行われていた不服申し立てが、改正により審査請求に一元化され、審査・採決を総務課に一本化し、審理委員が審査を進めていく。審理委員が審査した内容については、市が採決するにあたり、その判断の妥当性を第三者機関がチェックすることになる。また、審査請求の期間も60日から3カ月に延長されるとの答弁でした。

議案第27号 紀の川市職員の退職管理に関する条例の制定については、今回の条例制定により、対象となる者は、また罰則規定はあるのかとただしたのに対し、対象者は退職からさかのぼって5年前に課長職以上である者で、離職後2年間、また罰則規定は地方

公務員法にうたわれているとの答弁でした。

議案第28号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでは、今回の改正による影響額はとただしたのに対し、給料の0.4%の引き上げで全体として920万円程度、また勤勉手当については年間で1,800万円程度の影響額であるとの答弁でした。

議案第32号 紀の川市税条例の一部改正についてでは、今回の改正では猶予制度の改正が行われたが、猶予制度の改正の内容はとただしたのに対し、納税者に対する緩和制度として、申請に基づく換価猶予や分割納付、また納入一時延期が1年間、最長で2年間の猶予が追加されるとの答弁でした。

議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議についてでは、第三者機関の設置を県に委託するものであるが、市の負担割合はどうなるのかとただしたのに対し、県からの試算では、1件当たりの審査に要する所要時間を71時間と想定し、それに県職員の1時間当たりの時間給を乗じた金額と審査会の委員報酬や費用弁償等を含めた中で概算されており、詳細な請求については年度末に請求されるとの答弁でした。

次に、3月17日開催の委員会は、本庁6階委員会室1において、全委員の出席を得て、審査を行いました。

慎重審査の結果、当委員会に付託されました議案第107号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております13議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第24号 紀の川市歌の制定については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第25号 土地の取得については、委員会審査報告は可決するものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第26号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第27号 紀の川市職員の退職管理に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第28号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第31号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第32号 紀の川市税条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第37号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第38号 紀の川市那賀B＆G海洋センター条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第39号 紀の川市貴志川線存続基金条例の廃止については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第53号 平成28年度紀の川市土地取得事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第107号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号 紀の川市水道事業運営審議会条例の制定について から
議案第74号 平成28年度紀の川市工業水道事業会計予算について ま
で

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第3、議案第29号 紀の川市水道事業運営審議会条例の制定についてから、議案第74号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの20議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました20議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告が提出され、お手元に配付しておりますので、副委員長に審査結果の報告を求めます。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（登壇） おはようございます。

本来、石脇委員長より報告するところですが、本日、病氣療養中のため欠席しておりますので、副委員長の私から報告させていただきます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る3月15日に、本庁舎6階委員会室1において、委員7名の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました20議案のうち、議案第33号、議案第54号、議案第56号、議案第57号については、賛成多数で、その他の16議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、議案第29号 紀の川市水道事業運営審議会条例の制定についてでは、この審議会の今後のスケジュール、目的をただしたのに対し、4月から5月にかけて審議会の委員を選定し、28年度中に3回程度開催する予定で、水道料金及び加入金の改正、事業計画

の変更や設置、統合等の重要事項を調査審議し、市長に答申していくとの答弁でした。

次に、議案第33号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、今回の税率改正は、2億円の財政支援を前提とした改正かとただしたのに対し、平成28年度予算の積算の際、約4億円程度の収支不足が見込まれ、税率の改正の必要性がある中で、被保険者の方に御理解いただけるのではないかとということで、約1万円程度の上げ幅で一度試算をしたが、それでも2億円程度不足が見込まれたため、財政支援を決定したとの答弁でした。

次に、議案第54号 平成28年度国民健康保険事業勘定特別会計予算についてでは、メディウオークという歩行強度計を使つての運動習慣分析について、50個あるということであるが、少ないのではないかと、窓口はどこになるかとただしたのに対し、募集等をして希望者が少ないので、50個で足りる。また、窓口は健康推進課で行っているとの答弁でした。

次に、議案第55号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設特別会計予算についてでは、直営診療施設について適正な人員配置、薬剤医療費支出に対する経費節減に努めるようにと監査報告されているが、どういう努力を行っているかとただしたのに対し、人員については、医師から現体制で運営していきたいと聞いている。医療材料費については、薬が在庫切れしないように必要な部分であると認識している。さらに経費を削減し、一般会計からの繰り入れをなくすような経営はできないかと、再度ただしたのに対し、人件費等、削減可能な部分については、今後削減を検討していくとの答弁でした。

次に、議案第61号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算についてでは、一般会計からの繰入金が増加している。上水道と統合されるとき、どれぐらいの金額になるのかとただしたのに対し、現在行っている未普及地域の解消の建設改良費の起債分が29年度に上水道会計に計上されていく、金額については調整中であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております20議案に対して、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第33号についての反対討論。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第33号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正に対する反対討論を行います。

今回の条例改正は、国保税率を医療分、介護分、支援金分、それぞれ引き上げる内容と

なっています。平成19年度以来の税率の引き上げとなります。

提案理由として、景気低迷による税収の減少、年齢構成が高く医療費等の増加により、収支不足が生じたことにより、安定した国保運用をするための財源確保の観点からの引き上げであることが説明され、加入者1人当たり年間1万497円の上げ幅となると試算しているとのことでした。

反対の理由は、今でも国保税の負担が加入者の生活を脅かすものとなっている中で、これ以上の引き上げは生活破壊を招くものとなるということです。現時点でも、国保以外の被用者保険と比べても、同じ所得でも負担は大きく、世帯の状況によっては2倍近い負担になる場合もあります。また、保険料を払えば、生活保護基準を下回る世帯が出てくる税率設定です。しかも、払えない場合は、滞納処分として差し押さえも行われ、滞納者が亡くなっても税金であることから、遺族に相続されます。同じ国民・市民でありながら、被用者保険と比べて差別的とも言える負担であり、それをさらに引き上げることは到底認められません。

全日本民主医療機関連合会が、今月22日に発表した2015年経済的事由による手おくれ死亡事例調査概要報告によれば、昨年経済的理由で受診・治療がおくれ、死亡に至ったケースが1年間で63件あったと報告されています。その中には、国保税の滞納による短期証の発行や窓口のとめ置きがされていたケースが含まれています。

紀の川市でも、滞納世帯に対し短期証を発行し、また短期証を郵送せず窓口にとめ置く対応をとっています。現在の保険料でも、払うに払えない人がある中で、これ以上の値上げをすれば、さらに滞納世帯を生むことにならないでしょうか。

滞納者に対し、保険証を手元に届けられない対応する中での引き上げは、紀の川市の中で医療にかかれない人をつくり、医療格差を広げることになります。国保を運営し、加入者の医療受給権を保障すべき保険者として、保険税の引き上げは避けるべきです。

今回の改正は、一般会計から2億円を国保会計に繰り入れることで、上げ幅を半分に抑えたとも言えます。27年度の特別財政支援も含めて考えるなら、一連の一般会計からの繰り入れを行わなければ、1人当たり4万円の引き上げになっていたところを1万円に抑えたとも言えます。このことは、紀の川市の努力として評価をするものです。

しかし、委員会審査では、この財政支援は恒常的なものではないと説明がされました。また、28年度の事業運営の中でさらに不足が大きく出れば、さらなる税率の引き上げもあるとの説明もありました。これでは、加入者は安心することはできません。今でも滞納を生み、平均すれば毎年4,000万円程度の不納欠損処理をする状況の中で、加入者負担を求め続けることには無理があります。国に対し、市町村国保への支援をさらに求めることも含め、さらなる保険者としての努力をすべきであると考えますので、本条例改正案に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論、4番 中尾太久也君の発言を許可いたします。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） おはようございます。

私は、議案第33号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の改正は、平成19年度に国保税率を改正して以来、安定した事業運営に取り組んできたが、景気の低迷や医療費の増加による収支不足が生じたことにより、財源確保の観点から税率を改正するものであります。

改正内容は、1人当たりの保険料を平均1万928円、1世帯当たり1万9,588円増額するものです。平成28年度の国保会計の試算では、約4億円の歳入不足が生じるため、本来、不足分全てを補うため国保率の改定を行う必要があるが、そうすると国保加入者にとって非常に大きな負担増となります。そのため、税率改正に伴う加入者の負担の激変緩和措置として、初めて一般会計から2億円を繰り入れし、加入者の負担軽減に配慮しているところであり、今回の改正は、将来にわたり健全な国保事業を運営していくためには必要な措置であると考え、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第54号に対しての反対討論、19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第54号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

本会計予算は、先ほどの国保税条例の改正ともかかわってくる予算となります。

平成27年度の国保会計では、給付費の増などにより大きく収支が不足し、基金をつぎ込んでも赤字になる見通しで、4億3,000万円の一般会計からの特別財政支援を行うこととして、本議会にも補正予算が提出されています。

28年度では、税率の引き上げを行いつつも、一般会計からの市独自の繰り入れを行うことを盛り込んだ予算となっています。これらの市独自の繰り入れについては、県下の他市町村の状況を見ても、紀の川市の保険者としての自覚と責任を感じるもので、評価しております。ただ、この繰り入れを恒常的な負担軽減策とする必要はあると考えます。保健事業として、脳ドックの定員をふやしたことや、メディウオークを使った事業についても評価したいと思います。

評価をしつつも反対するのは、先ほどの国保税条例の改正議案についてでも述べたとおり、国保税の負担が今でも限界なのに、さらに引き上げということです。また、医療の受給権を制限しかねない短期証の窓口とめ置きを行っていることです。現在の市町村国保では、加入者の負担は限界であり、それを軽減するにしても、保険者である自治体の努力にも限界があることも事実です。国による国保事業への抜本的な国庫補助がない限り、国保加入者の負担は改善されません。市の努力は評価しながらも、加入者の負担をさらに求める内容であることから、反対をいたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論、3番 船木孝明君の発言を許可いたします。

船木君。

○3番（船木孝明君）（登壇） 私は、議案第54号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算についての賛成討論を行います。

国民健康保険事業は、経済情勢の低迷の長期化、医療技術の高度化、さらに生活習慣病の増加などで医療費の負担が年々増加し、厳しい財政運営を強いられています。

本市においても厳しい財政状況の中、収支不足が生じています。そのため、国民健康保険税率を改正し、歳入予算の確保に努め、さらに税率改正による被保険者の負担の激変緩和措置として、初めて一般会計からの財政支援措置として2億円を繰り入れるなど、国保被保険者の経済負担の緩和を図っている努力がうかがわれます。また、被保険者の健康保持のため、特定健康診査や脳ドック助成事業などの保健事業にも積極的に取り組みが見込まれるところであります。

今後、さらに医療費抑制に向けた取り組みなど、健全な国保の事業運営に取り組まれるよう要望し、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第56号についての反対討論、8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第56号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で線を引き、医療費に見合った国庫支出を行うのではなく、本人負担と国保や被用者保険からの支出金で賄おうとする制度となっています。

幸い、和歌山県では、剰余金を活用することで28年度と29年度の保険料については、1人当たり平均保険料は5万409円と、現行保険料に比べて1,456円の引き下げとなりました。県下では、被保険者の76%にあたる約11万9,000人が、減額か据置きとなります。また、懸念されていた保険料の特例軽減の廃止については、28年度は継続されることになりました。それでも、年金額が月額1万5,000円以下の人からも保険料を徴収し、滞納者には短期保険証を発行しています。高齢になれば、医療を受ける必要度は高くなります。期間の短い保険証ではなく、通常の保険証を発行すべきです。

全日本民主医療機関連合会の調査では、2015年の1月から12月までで、受診と治療がおくれことによる死亡事例63件のうち、8人が後期高齢者の被保険者であったと報告されています。医療保険制度は、現役世代や高齢者といった世代間に線を引いた設計ではなく、また受益者負担の仕組みに基づく医療費抑制路線でもない本来の社会保険制度、社会保障制度として、公費負担を抜本的に引き上げていく必要があります。

紀の川市も市独自に低所得者に配慮していた保険料の減免を行うなど、高齢者の生活や所得実態に応じた施策を講じる必要があると考えます。後期高齢者医療制度の抜本的な改革、廃止を求める立場から、この予算に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論、4番 中尾太久也君の発言を許可いたします。
中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） 私は、議案第56号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化の進展や景気の低迷の中、国では制度の安定化に向けて、医療制度改革が進められています。

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、安定した事業運営を目標に、平成28年、平成29年度の保険料の見直しが行われました。また、低所得者の負担軽減のため、保険料の軽減措置を行うとともに、被保険者の健康保持のため、和歌山県後期高齢者医療広域連合では、データヘルス計画を策定するなど保健事業にも積極的に取り組んでいます。

今後、さらに健全な事業運営を進めていくため、医療費の抑制に向けた取り組みなどに努められるように要望し、本案に対する賛成討論とします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第57号についての反対討論、19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第57号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

介護の社会化を目指して創設された介護保険制度ですが、現状は家族の介護のために仕事をやめる介護離職が年間10万人あるとも言われるように、家族の負担は依然として重たい状況が続いています。

介護保険料は、期を追うごとに引き上げられ、利用者負担も上がっています。こうした中で、介護心中、介護殺人などの痛ましい事件も続発しています。介護事業所で働く人の労働条件も介護職という専門性に応える水準ではありません。また、認知症、高齢者の行方不明が年間1万人を超え、65歳以上の孤立死、孤独死も年間2万人に上ると推計されており、高齢者が日本社会の中で大事にされているとは到底言えない状況が続いています。

こうした中で、紀の川市では、高齢介護課を中心に包括支援センターや各介護サービス事業所などが高齢者支援を行っています。それぞれの現場での対応は、今の制度設計の中にあっても、多くの努力や心配りがされているものと考えます。

しかし、現行制度の中では、利用料の2割負担になる方もあり、特別養護老人ホームへの入所制限など、利用抑制政策がとられています。また、保険料の滞納者には、給付制限が紀の川市でもなされています。安心して高齢期を迎え、誰もが必要な介護サービスを安心して受けられるようにはなっていないことを指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、賛成討論、3番 船木孝明君の発言を許可いたします。
船木君。

○3番（船木孝明君）（登壇） 私は、議案第57号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、賛成討論を行います。

提案されました28年度の予算は、対前年度比2.6%の増となっております。これは、高齢者の増加に伴い、介護認定者数の増加が予測されるためで、給付費の増は避けて通れませんが、介護保険料率11段階制を導入し、低所得者負担の抑制に努めたことや地域リハビリ教室等の積極的な介護予防を推進したことは評価できるものであります。今回の予算に賛成したいと思います。

昨今の厳しい経済状況の中、介護保険制度の円滑な運営、地域での認知症対応の強化に努め、支援を必要としている高齢者をはじめ、市民にとっても安心して住み続けられる制度となるよう取り組まれることを要望し、賛成討論とします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第29号 紀の川市水道事業運営審議会条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第30号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の全部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第33号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第34号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第35号 紀の川市長寿祝金支給条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第40号 紀の川市廃棄物処理施設条例の廃止については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第41号 紀の川市老人ゲートボール場施設条例の廃止については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第44号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第45号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第46号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第48号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第49号 平成27年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第50号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第54号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第55号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第56号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第57号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第61号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第73号 平成28年度紀の川市水道事業会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第74号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○議長（竹村広明君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前11時04分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第4 議案第36号 紀の川市都市公園条例の一部改正について から
議案第86号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第4、議案第36号 紀の川市都市公園条例の一部改正についてから、議案第86号 紀の川市道路線の認定についてまでの30議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました30議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第36号、議案第43号、議案第47号、議案第52号、議案第58号から議案第60号、議案第62号から議案第72号、議案第75号から議案第86号までの計30議案であります。

委員会は、去る3月16日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審議の結果、当委員会に付託されました30議案については、全て全会一致をもって原

案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第36号の紀の川市都市公園条例の一部改正については、温水シャワーの利用期間と台数をただしたのに対し、プールのシャワーについては、7月1日から8月31日の期間で、男女とも2台ずつ、管理棟のシャワーについては、休館日の月曜日以外は使用でき、台数については男女とも3台ずつであるとの答弁でした。

次に、議案第58号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、岩出市は早期的に解決しようと予算額をふやしている中、紀の川市は年々予算を減額している要因をただしたのに対し、下水道事業は多額の費用と長期間を要する事業であり、国からの補助金、起債により事業を行っている。工事着手より10年余りと、まだ事業期間が短いため、建設費の占める割合が大きい。事業が進んでいけば施設の維持管理も発生するので、これらの経費をなるべく削減し、とにかく一般会計からの繰入金削減に努めている中、元利償還金がかさんでくるため、単年度事業費を調整しながら進めているとの答弁に、認可区域中の人口構成や年齢構成を調査したことがあるかとさらにただしたのに対し、特に調査したことはないが、認可区域は特に優先的に整備ができる和歌山県の幹線管渠の隣接区域であり、市役所等の公共性が高く、比較的家屋等が密集しているところを先行して取得しているとの答弁に、認可区域であっても高齢化しているところもあるし、区域外であっても若者が住んでいる新しい住宅地もある。事業費がかさむから予算を減らす、予算を減らせば事業がおくれ高齢化し、加入率が低くなる。逆に早くしてほしいという要望のあるところは進めるべきと考えるが、そういう点を調査しながら、認可区域の見直しも含め事業を進めていく考えはないのかとさらにただしたのに対し、下水道事業は5年に一度の再評価を受けることになっている。この再評価は、紀の川中流域下水道計画に基づいて判断されるので、和歌山県、岩出市とも協議していきたい。今後、人口動態や社会経済情勢の変化により、新たに認可区域に加える、また外していく区域も出てくることも考えられる。また、コスト縮減や効率的な汚水の処理施設という考えから、地域の特性を生かした公共下水道による集合処理がよいのか、点在している地域は個別の合併浄化槽がよいのかということも踏まえながら、当面は、今、取得している認可区域の完成を目指したいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております30議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号 紀の川市都市公園条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第43号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第47号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第52号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第58号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第59号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第60号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案第72号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議はないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第62号から、議案第72号までの11議案については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本11議案については、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号から、議案第72号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第75号 権利の放棄については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第76号 権利の放棄については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第77号 権利の放棄については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第78号 指定管理者の指定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第79号 指定管理者の指定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第80号 指定管理者の指定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第81号 指定管理者の指定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第82号 指定管理者の指定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第83号 指定管理者の指定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第84号 紀の川市道路線の認定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第85号 紀の川市道路線の認定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第86号 紀の川市道路線の認定については、委員会審査報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第5、議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それでは、各常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれの審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました、議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第42号のうち、所管部分について当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

2款、1項、7目、企画費のうち、過疎集落再生・活性化支援事業では、当初予算がそのまま減額補正されている理由とはただしたのに対し、県の判断により過疎集落再生・活性化支援事業補助金から「わがまち元気プロジェクト」の県補助金に変更になったことによる減額であり、これにより市を介さず、県から直接その協議会等へ補助金が支出されることになるとの答弁でした。

次に、2款、1項、16目、まちづくり推進費で、ふるさとまちづくり寄附金特産品等贈呈委託料が1,000万円増額補正されているが、現状の寄附金はとただしたのに対し、1月20日から3月13日の間で1,353件、2,575万4,000円の寄附金の入金があり、好調に推移していると考えたとの答弁でした。

次に、10款、2項、2目、教育振興費、小学校教育活動事業で、紀の国緑育推進事業補助金の減額理由はとただしたのに対し、2校分、事業実施しなかったことによる減額である。また、実施しなかった場合は、ほかの学校への振りかえはできないのかと再度ただしたのに対し、学校単位で実施しており、学校の児童規模に応じて予算計上しており、他校に回すことはできない状況であるとの答弁でした。

次に、歳入の地方交付税では、現在、年々地方交付税が増加している理由と今後の見通しについてただしたのに対し、地方交付税がふえている理由については、合併特例債の償

還に対する交付税算入額がふえてきているためである。また今後、平成32年までの見通しについては、これまで地方交付税が一本算定されることに伴い、現状の合併算定替えとの差が28億円生じると説明してきたが、合併市町村に対する緩和措置により28億円の半分以上程度になるのではないかと見込んでいたとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、厚生常任委員会委員会副委員長の報告を求めます。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における、委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、3款、2項、6目、児童福祉施設費の保育所保育環境充実事業の内訳をただしたのに対し、保育所における保育士の業務負担軽減を図るため、書類作成業務のICT化、情報通信技術導入のため支援と保育所における事故防止及び事故後の検証のための防犯カメラの設置に対する支援事業で、国の補助率は事業費の4分の3で390万円、市の持ち出しは4分の1で、130万円を予定しているとの答弁でした。

次に、4款、2項、2目、ごみ処理事業の可燃ごみ処理委託料とごみ資源化事業の委託料の減額理由をただしたのに対し、ごみ処理事業の可燃ごみ処理委託料とごみ資源化事業の委託料の減額については、紀の海クリーンセンターの試験焼却により、粉河クリーンセンター・那賀アメニティセンターの廃止に伴う実績による減額であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管部分について、審議の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほどの報告のとおりです。

当委員会に付託されました議案第42号のうち、所管部分について、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

6款、2項、2目、林業振興費のうち有害鳥獣捕獲対策事業について、いつからいつまでが補助対象期間となるのかとただしたのに対し、1年通じて対象となるとの答弁に、猟友会などの団体もしくは個人、また和歌山県内外の住所の要件など、補助対象を再度ただ

したのに対し、紀の川市の猟友会分会に所属している狩猟免許取得者に対して補助を行っているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）については、各常任委員会報告は可決とするものであります。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ委員会において、閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、副市長より、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副市長 田村 武君。

○副市長（田村 武君）（登壇） 議長の許可をいただき、私ごとであります、貴重な

お時間をいただき、退任の御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、一身上の都合により、今月末をもちまして副市長の職を辞することといたしました。市議会議員の皆様方には、長い間大変お世話になりまして、まことにありがとうございました。

思えば、平成18年、議会で全会一致の御同意をいただいて副市長に就任し、以来10年間皆様の御指導いただきながら、市民福祉の向上と紀の川市政発展のため、私なりに精いっぱい職責を全うしてまいりました。

しかしながら、昨年来、以前に比べ体調がすぐれない中、このような体で心身一体となり職責に全力を注いで取り組むことはできないと判断をし、まことに勝手ながら年度末に辞職することを市長に申し出し、了承をいただきました。

これまで無事に務めてこられましたのも、中村市長や市議会議員の皆様の御指導をはじめ、市職員皆さんの協力があってのこととございます。任期を残しての辞任となり、その役割を十分に果たせなかったことを大変心苦しい思いもございますが、市長や皆さんのお力添えのもと、紀の川市政への参画できましたこと、この上なく光栄に思い、改めて感謝とお礼を申し上げます。

今後は、自身の健康に留意しながら、紀の川市民として地域においてお役に立てることがありましたら積極的に参加し、微力ながら市政の発展に御協力できればと思っています。

議員の皆様方には、これまでの御厚情に重ねて厚くお礼申し上げますとともに、紀の川市議会並びに紀の川市の今後ますますの発展を祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（竹村広明君） 次に、教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（登壇） ただいま議長のお許しをいただき、このような貴重な時間に、私ごとではありますが、退任の御挨拶申し上げることができすことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

教育監、教育長と合わせて9年間、市長はじめ皆様方の御厚情と御援助、御指導賜り、教育行政に携わらせていただきました。そして、来る3月31日をもって一身上の都合により退任をさせていただき、その日を迎えることができました。このことは、望外の喜びでございます。

本当に、本当に長い間、市長はじめ皆様方の御支援に感謝申し上げまして、退任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（竹村広明君） 田村副市長、松下教育長には、市民生活の向上、市政の発展に尽くされ、それぞれにさまざまな思いや感慨があることと思います。きょうまで市長を支え、

議会とともに市政を推進してきたお二人に対し、深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。

今後は、健康に御留意され、ますます御活躍されることを御祈念申し上げ、私からの御挨拶といたします。

それでは、市長から、閉会にあたり、発言を求められております。これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 議会閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

2月26日から本日まで、約1カ月間、本会議提案させていただきました議案につきましては、全て御承認を賜りありがとうございました。

承認をいただいたからといって、それを全て市民のためにももちろん使わせていただく、無駄のない、そして始末できることはやりながら、紀の川市の発展にこの予算を活用させていただき、そういうことにしてしなければならない、そう思っております。

議員各位には、いろいろと、先ほど委員長報告等々聞かせていただきましても、また討論等も聞く中で、十分この予算を市民のために活用できる予算として進めてまいりたいと、そう思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

なお、退任される田村副市長、また松下教育長につきましては、長年合併直後の紀の川市、今こそ庁舎も完成し、この場所で行政を担当させていただいておりますけれども、分散方式の中での約8年間、大変な紀の川市づくりであったそのときに、お手伝いをいただいて各役職で頑張っていたいただいた両名に対して、感謝の気持ちでいっぱいであります。

今後とも、退任されましても、もちろん健康に十分留意をいただき、そして紀の川市の発展に今後とも御協力をよろしくお願い申し上げ、そして各地域においても、今後は御活躍されんことをお願い申し上げたいと思います。長い間、ありがとうございました。

以上で、この3月定例会の終了に当たっての御挨拶とお二人に対しての今後とも健康を心から御祈念申し上げての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（竹村広明君） それでは、平成28年第1回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る2月26日に開会し、本日まで29日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

さて、桜の便りもちろほら聞かれるようになりました、季節の変わり目、議員各位におかれましても、お体を御自愛いただき、ますます議員活動に御奨励いただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成28年2月26日招集の平成28年第1回紀の川市議

会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員